

令和 7年 9月 1日

保 護 者 各 位

田原本町役場 こども未来課

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届の提出について

このことについて、保育の認定事由に該当しているかを確認するため、下記の期限までに、必要書類を必ず提出してください。

提出がない場合や、認定事由に該当しない場合、保育所の利用ができなくなりますので、ご注意ください。

また、利用期間等の変更を希望する場合、別途届出が必要になります。

記

1・提出必要書類

ボールペンで正確に記入してください。※消えるボールペン不可

○施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届

○保育施設利用に関する確認及び同意書

○以下のうち、保護者（父母等）の状況に応じた保育を必要とする証明書

・ **就労証明書**（自営業主及び自営業専従者も同一書式です。）

※自営業主及び自営業専従者の方は**確定申告書の写し、開業許可証明書の写し等**が別途必要です。

・ 疾病・障がい状況申告書 : 保護者等が病気の時

・ 介護・看護状況申告書 : 同居の病人や障がい者を介護しているとき

・ 就学等（予定）証明書 : 保護者等が学校に通っているとき

※注意事項※

・ 証明書又は申告書の日付は、令和7年9月以降のものに限ります。

・ 現況届および同意書1枚につき証明書等も1部必須です。ご兄弟で申請される場合は、下のお子様に原本を添付し、上のお子様に写しを添付するようにしてください。

2・提出先及び期限

○提出先：在園中の保育施設 事務室

○提出期限：令和7年9月30日（火）

裏面へ続きます

3・保育料の減額

保育料は、4月から8月は前年度、9月から3月までは当該年度の町民税所得割課税額（両保護者を合算した額）に基づき、決定します。決定後、以下に該当する場合は、申請により減額の対象となります。

【対象】

保育料が第3階層～第4b階層区分で次のいずれかに該当する要保護家庭

① ひとり親世帯

② 在宅障がい児（者）がいる世帯

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、
特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者

【申請書類】

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書

＜添付書類＞

① ひとり親世帯 : 児童扶養手当証書の写し等

② 在宅障がい児（者）がいる世帯 : 次のいずれかの写し

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、

「特別児童扶養手当の受給資格を確認できるもの」、「障害基礎年金証書」

【その他】

- ・保育料の更正は、年度を越えて遡及しません。
- ・要保護家庭へ該当後、非該当へ変更があった場合、速やかに申し出てください。
- ・離婚、再婚、祖父母等との同居など、家庭状況が変わる場合や、住民税の更正を行った場合も、保育料が変更になることがありますので、こども未来課へご連絡ください。
- ・転園を希望される方は新規申請をお願いします。
- ・就労以外の要件および新規申請の書類については、町HPの「保育園・認定こども園（保育認定コース）・小規模保育所について」からダウンロードまたは、田原本町こども未来課にございます。

＜お問い合わせ先＞

田原本町役場 こども未来課 こども支援係

【TEL】0744-33-9036（直通）